

交 企 第 1 9 号  
( 交 規 )  
令 和 3 年 4 月 1 4 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

電動キックボードに係る産業競争力強化法に基づく特例措置について

国家公安委員会関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令（令和3年内閣府令第28号。以下「特例府令」という。）、国家公安委員会・国土交通省関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく内閣府令・国土交通省令の特例に関する措置を定める命令の一部を改正する命令（令和3年内閣府・国土交通省令第1号。以下「特例命令」という。）及び国家公安委員会関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令に規定する小型電動車に係る国家公安委員会が定める基準を定める件（令和3年国家公安委員会告示第14号。以下「告示」という。）については、令和3年4月8日、公布・施行された（別添1及び2）。

その趣旨、内容等については下記のとおりであるので、対応に誤りのないようにされたい。

なお、「「立ち乗り電動スクーター」に係る特例措置について」（令和2年10月7日付け交企第268号）については、廃止する。

記

## 1 制定の経緯

電動キックボードについては、令和2年9月30日、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車に該当し、一定の条件を満たす電動キックボードの普通自転車専用通行帯における通行を可能とするため、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号。以下「標識標示令」という。）の適用に関する規制の特例措置を設けたところである。

令和3年1月25日、産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、事業者より経済産業大臣に対して、電動キックボードを小型特殊自動車と位置付け、ヘルメットの着用義務を任意とし、自転車道の通行を可能とするなどする新たな規制の特例措置の整備の求めがなされた。

法第6条第3項の規定に基づき同大臣から当該特例措置の整備の要請を受けた国家

公安委員会及び国土交通大臣は、所要の検討を行い、別添3のとおり、一定の条件を満たす電動キックボードについて、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）及び標識標示令の適用に関する規制の特例措置を設けることとしたものである。

## 2 特例措置の内容

### (1) 特例措置の対象となる電動キックボード

#### ア 内容

今回の特例措置の対象となる電動キックボードは、

- 原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車（道路交通法第2条第1項第11号に規定する軽車両、同項第11号の3に規定する身体障害者用の車椅子及び同項第9号に規定する歩行補助車等を除き、下記(ア)及び(イ)に該当するものに限る。）

であって、かつ、

- 法第2条第3項に規定する新事業活動に係る新事業活動計画として法第9条第1項の認定（法第10条第1項の認定を含む。）を受けたもの（特例府令各号のいずれにも該当するものに限る。以下「認定新事業活動計画」という。）に従って貸し渡されている

ものであり、さらに、

- 認定新事業活動計画に記載された当該新事業活動を実施する区域（以下「実施区域」という。）内の道路を通行している

もの（以下「特例電動キックボード」という。）をいう。

なお、実施区域については、法第9条第6項の規定により認定新事業活動計画の内容を経済産業大臣が公表する際に、別途連絡する。

(ア) 車体の大きさは、次に掲げる長さ、幅及び高さを超えないこと。

- a 長さ 140センチメートル
- b 幅 80センチメートル
- c 高さ 140センチメートル

(イ) 車体の構造は、次に掲げるものであること。

- a 原動機として、電動機を用いること。
- b 15キロメートル毎時を超える速度を出すことができないこと。
- c 運転者席は、立席であること。

#### イ 留意事項

当該認定新事業活動計画に従って貸し渡されたものでない電動キックボードや、当該認定新事業活動計画に従って貸し渡されている電動キックボードであっても、実施区域の外を通行するものについては、今回の特例措置の対象とならないことに留意する必要がある。

### (2) 府令の規定の読替え

#### ア 内容

特例府令により、特例電動キックボードに対しては府令が読み替えられ、下記(ア)～(ウ)の特例を受けることとなる。

(ア) 車両区分に係る規定の読替え（府令第1条の2及び第2条関係）

レール又は架線によらないで運転する車であって、軽車両、身体障害者用車椅子及び歩行補助車等以外のものが原動機付自転車に該当することとなる基準は、用いる原動機の大きさが

○ 二輪のもの及び内閣総理大臣が指定する三輪以上のものにあつては、総排気量については0.050リットル、定格出力については0.60キロワット以下であること

○ その他のものにあつては、総排気量については0.020リットル、定格出力については0.25キロワット以下であること

と規定されている（道路交通法第2条第1項第10号及び府令第1条の2）ところ、特例府令により、特例電動キックボードは「その他のもの」として、

○ 総排気量については0.020リットル、定格出力については0.25キロワット以下である特例電動キックボードは原動機付自転車

に該当し、

○ 総排気量については0.020リットル、定格出力については0.25キロワットを超える特例電動キックボードは自動車

に該当することとなる。

なお、今回貸し渡される電動キックボードは、すべて定格出力が0.25キロワットを超えることとなる見込みである。

また、府令第2条の表大型特殊自動車の項においては、特殊自動車であつて小型特殊自動車以外のものについては大型特殊自動車に該当することとされているところ、特例府令により、特殊自動車に自動車に該当する特例電動キックボードが含まれることとなり、更に、特例電動キックボードの車体の大きさ及び構造の基準については告示で定められており、この基準を満たすものは同表小型特殊自動車の項に規定する小型特殊自動車の車体の大きさ等の基準を満たすことから、自動車に該当する特例電動キックボードについては、小型特殊自動車に該当することとなる。

(イ) 押して歩いている者を歩行者とする規定の読替え（府令第1条の5関係）

押して歩いている者を歩行者とする車両の車体の大きさ及び構造の基準として、

○ 一定の大きさ以下の四輪以上の自転車であることが規定されている（道路交通法第2条第3項第2号及び府令第1条の5）ところ、特例府令により、当該基準は、

○ 特例電動キックボード又は一定の大きさ以下の四輪以上の自転車であること

となることから、

○ 特例電動キックボードを押して歩いている者  
については、

○ 歩行者

とされることとなる。

(ウ) 自転車道を通行可能な車両に係る規定の読替え（府令第5条の3関係）

自転車道を通行することができる車両の車体の大きさ等の基準として、

○ 一定の大きさ以下の四輪以上の自転車であること

が規定されている（道路交通法第17条第3項及び府令第5条の3）ところ、特例府令により、当該基準は、

○ 特例電動キックボード又は一定の大きさ以下の四輪以上の自転車であること

となることから、特例電動キックボードも自転車道の通行が可能となる。

#### イ 留意事項

○ 前記の読替えにより、特例電動キックボードは、実施区域内を通行するときには小型特殊自動車に該当することから、運転者は、小型特殊自動車を運転することができる免許を受けていなければならない。また、小型特殊自動車に該当することにより、特例電動キックボードの運転者は、実施区域内を通行するときには、乗車用ヘルメットの着用が道路交通法上義務付けられないこととなる。

○ 特例電動キックボードは、実施区域内の道路において右折するときには、車両通行帯の数にかかわらず、小型特殊自動車として、いわゆる「小回り右折」を行わなければならない。

○ 今回の特例措置は、道路交通法上の特例措置を講ずるものであり、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）上の車両区分については従前のおりとなる。

○ 特例電動キックボードを押して歩いている者については、当該電動キックボードの機体の電源が入っているか否かにかかわらず、アクセルを操作していないのであれば、歩行者に当たることとなる。

### (3) 標識標示令の規定の読替え

#### ア 内容

特例命令により、実施区域において標識標示令が読み替えられ、特例電動キックボードは、下記(ア)～(ウ)の特例を受けることとなる。

(ア) 自転車一方通行に係る規定の読替え（標識標示令別表第1規制標識の部分関係）

標識標示令別表第1規制標識の部分自転車一方通行の項において、自転車一方通行の標識の表示する意味は、道路法（昭和27年法律第180号）第46条第1項の規定に基づき、又は道路交通法第8条第1項の道路標識により、

○ 標示板の矢印が示す方向の反対方向にする自転車の通行を禁止することとされているが、特例命令により、

○ 標示板の矢印が示す方向の反対方向にする自転車及び特例電動キックボードの通行を禁止する

こととなる。

(イ) 専用通行帯及び普通自転車専用通行帯に係る規定の読替え（標識標示令別表第1規制標識の部分及び別表第5規制標示の部分関係）

標識標示令別表第1規制標識の部分専用通行帯の項及び別表第5規制標示の部分専用通行帯の項において、専用通行帯の標識及び標示の表示する意味は、道路交通法第20条第2項の道路標識により、車両通行帯の設けられた道路において、特定の車両が通行しなければならない車両通行帯を指定し、かつ、他の車両が通行しなければならない車両通行帯として専用通行帯以外の車両通行帯を指定することとされており、当該特定の車両が普通自転車である場合には、ここでいう「他の車両」から、

○ 軽車両

を除くこととされているが、特例命令により、

○ 軽車両及び特例電動キックボード

を除くこととなる。

また、標識標示令別表第1規制標識の部分普通自転車専用通行帯の項において、普通自転車専用通行帯の標識の表示する意味は、道路交通法第20条第2項の道路標識により、車両通行帯の設けられた道路において、普通自転車が通行しなければならない車両通行帯を指定し、かつ、

○ 軽車両以外の車両が通行しなければならない車両通行帯として普通自転車専用通行帯以外の車両通行帯を指定する

こととされているが、特例命令により、

○ 軽車両及び特例電動キックボード以外の車両が通行しなければならない車両通行帯として普通自転車専用通行帯以外の車両通行帯を指定する

こととなる。

(ウ) 一方通行に係る規定の読替え（標識標示令別表第1補助標識の部分関係）

「車両進入禁止」、「指定方向外進行禁止」及び「一方通行」を表示する本標識に附置されている「車両の種類（503-A・B）」を表示する補助標識のうち、

○ 普通自転車が当該本標識が表示する交通の規制の対象となる車両でないことを示している

ものについては、特例命令により、

○ 特例電動キックボードについても当該本標識が表示する交通の規制の対象となる車両でないことを示す

ものとなる。

イ 青森県公安委員会の意思決定に係る所要の措置

ア(ア)のとおり、特例命令により、実施区域において、標識標示令に規定する

規制標識「自転車一方通行」の表示する意味が読み替えられ、自転車と同様に特例電動キックボードも、標示板の矢印が示す方向の反対方向にする通行が禁止されることとなる。

また、ア(イ)のとおり、特例命令により、実施区域において、標識標示令に規定する規制標識「専用通行帯」及び規制標示「専用通行帯」並びに規制標識「普通自転車専用通行帯」の表示する意味が読み替えられ、軽車両と同様に特例電動キックボードも当該区域における専用通行帯（特定の車両が普通自転車である場合に限る。以下同じ。）及び普通自転車専用通行帯を通行できることとなる。

加えて、ア(ウ)のとおり、実施区域において、「車両進入禁止」、「指定方向外進行禁止」及び「一方通行」を表示する本標識に附置されている「車両の種類（503-A・B）」を表示する補助標識（普通自転車が当該本標識が表示する交通規制の対象となる車両でないことを示しているものに限る。以下同じ。）が読み替えられ、普通自転車と同様に特例電動キックボードも、一方通行路に係る交通規制の対象外となる。

この点、当該区域における自転車一方通行を表示する規制標識、専用通行帯を表示する規制標識及び規制標示並びに普通自転車専用通行帯を表示する規制標識、「車両進入禁止」、「指定方向外進行禁止」及び「一方通行」を表示する本標識に附置されている「車両の種類（503-A・B）」を表示する補助標識の意味が都道府県公安委員会が行った従前の意思決定の内容と異なることとなるため、これらの規制標識等による交通規制は、特例命令により読み替えられた交通規制として、意思決定の変更を行うこと。

#### ウ 対応上の留意事項

新事業活動計画の認定を受けた者が、新事業活動を実施する区域における専用通行帯若しくは普通自転車専用通行帯又は一方通行路を特例電動キックボードが通行する旨を周知するに当たり、他の道路の利用者の安全を確保する観点から必要と認められる事項を助言されたい。

### 3 その他

国家公安委員会・国土交通省関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく内閣府令・国土交通省令の特例に関する措置を定める命令に規定する原動機付自転車に係る国家公安委員会が定める基準を定める件（令和2年国家公安委員会告示第43号）は、廃止された。

#### 【本件担当】

交通企画課交通部企画係  
交通規制課規制第一係

# 官報

編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔府 令〕

○ 国家公安委員会関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令（内閣府二八）

### 〔府令・省令〕

○ 国家公安委員会・国土交通省関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく内閣府令・国土交通省令の特例に関する措置を定める命令の一部を改正する命令（内閣府・国土交通一）

### 〔省 令〕

○ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（厚生労働八六）  
○ 鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令（経済産業四〇）

### 〔告 示〕

○ 国家公安委員会関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令に規定する小型電動車に係る国家公安委員会が定める基準を定める件（国家公安委一四）

○ 地すべり防止区域を指定する件（国土交通三四六）  
 ○ 地すべり防止区域を追加指定する件（同三四七）  
 ○ 砂防法第二三条の土地を指定する件（同三四八、三五〇）  
 ○ 漁船の操業の制限等に伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期を定める件（防衛九五）  
 ○ 道路に関する件（関東地方整備局一九一、一九二）

〔国会事項〕  
 〔人事異動〕  
 人事院 内閣府 警察庁 法務省 出入国在留管理庁 公安審査委員会 公安調査庁

〔皇室事項〕  
 〔公 告〕  
 諸事項  
 官庁  
 前払式支払手段発行者の発行保証金に係る配当表、所得税法第二一四条の規定に該当しなくなった非居住者関係  
 裁判所  
 相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係  
 地方公共団体  
 教育職員免許状失効関係  
 会社その他

## 府 令

○ 内閣府令第二十八号  
産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第十一条の規定に基づき、国家公安委員会関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令を次のように定める。  
令和三年四月八日  
内閣総理大臣 菅 義偉

国家公安委員会関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令

原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第十一号に規定する軽車両、同項第十一号の三に規定する身体障害者用の車椅子及び同項第九号に規定する歩行補助車等を除き、原動機として電動機を用いることその他の国家公安委員会が定める車体の大きさ及び構造の基準に該当するものに限る。以下「小型電動車」という。）を貸し渡すことを内容とする産業競争力強化法第二条第三項に規定する新事業活動に係る同法第九条第一項に規定する新事業活動計画として同項の認定（同法第十条第一項の認定を含む。）を受けたもの（次の各号のいずれにも該当するものに限る。以下「認定新事業活動計画」という。）に従って貸し渡されている小型電動車であつて、認定新事業活動計画に記載された当該新事業活動を実施する区域内の道路を通行しているものに対する道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第一条の二、第一条の五、第二条及び第五条の三の規定の適用については、同令第一条の二の「三輪以上のもの」とあるのは「三輪以上のもの（いずれも国家公安委員会関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令（令和三年内閣府令第二十八号）に規定する小型電動車（以下単に「小型電動車」という。）を除く。）」と、同令第一条の五の「基準は」とあるのは「基準は、小型電動車であること又は」と、同令第二条の表大型特殊自動車の項中「及び内閣総理大臣が指定する特殊な構造を有する自動車」とあるのは、「内閣総理大臣が指定する特殊な構造を有する自動車及び小型電動車」と、同令第五条の三の「基準は」とあるのは「基準は、小型電動車であること又は」とする。

一 貸し渡される小型電動車の走行速度その他の運転の状況に関する記録の作成を適切に行う旨が記載されていること。  
二 貸し渡される小型電動車に係る交通事故があつた場合その他当該新事業活動の安全な実施に支障が生じた場合における国家公安委員会への報告その他の必要な措置が行われる旨が記載されていること。  
三 当該新事業活動を実施する区域として記載された区域内に交通の著しく頻繁な道路がないこと。

附 則  
この府令は、公布の日から施行する。

## 府 令 ・ 省 令

### ○ 内閣府令第一号 ○ 国土交通省令第一号

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第十一条の規定に基づき、国家公安委員会・国土交通省関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく内閣府令・国土交通省令の特例に関する措置を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。  
令和三年四月八日  
内閣総理大臣 菅 義偉  
国土交通大臣 赤羽 一嘉

国家公安委員会・国土交通省関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく内閣府令・国土交通省令の特例に関する措置を定める命令（令和二年内閣府令第三号）の一部を改正する命令（国土交通省令第三号）の一部分を次のように改正する。次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
<p><b>（規制標識等の特例）</b>  <b>第一条</b> 国家公安委員会関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令（令和三年内閣府令第二十八号）に規定する認定新事業活動計画に記載された同令に規定する新事業活動を実施する区域（以下「新事業活動実施区域」という。）における道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和十五年 総理府 建設省 令第三号）別表第一 規制標識の部分及び別表第五 規制標識の部分の規定の適用については、同令別表第一 規制標識の部分自転車一方通行の項中「基づき、標示板の矢印が示す方向の反対方向にする自転車」とあるのは「基づき、標示板の矢印が示す方向の反対方向にする自転車及び特定小型電動車」とあり、同令に規定する認定新事業活動計画に従って実施される同令に規定する新事業活動において貸し渡されるものを用いる。以下同じ。」と、「一定の方向にする自転車」とあるのは「一定の方向にする自転車及び特定小型電動車」とあり、標示板の矢印が示す方向の反対方向にする自転車」とあるのは「により、標示板の矢印が示す方向の反対方向にする自転車及び特定小型電動車」とあり、同部分専用通行帯の項中「軽車両を除き」とあるのは「軽車両及び特定小型電動車を除き」とする。</p>	<p>道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第十号に規定する原動機付自転車（国家公安委員会が定める基準に該当するものに限る。以下単に「原動機付自転車」という。）を貸し渡すことを内容とする産業競争力強化法第二条第三項に規定する新事業活動に係る同法第九条第一項に規定する新事業活動計画として同項の認定（同法第十条第一項の認定を含む。）を受けたもの（次の各号のいずれにも該当するものに限る。）に記載された当該新事業活動を実施する区域における道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和三十五年 総理府 建設省 令第三号）の規定の適用については、同令別表第一 規制標識の部分専用通行帯の項中「軽車両を除き」とあるのは「軽車両及び特定原動機付自転車（国家公安委員会・国土交通省関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく内閣府令・国土交通省令の特例に関する措置を定める命令（令和二年内閣府令第三号）に規定する原動機付自転車であつて、同令に規定する新事業活動計画に従って実施される同令に規定する新事業活動において貸し渡され、同令に規定する区域の道路を通行しているものを用いる。以下同じ。）を除き」とし、同部分普通自転車専用通行帯の項中「軽車両」とあるのは「軽車両及び特定原動機付自転車」とし、同令別表第五 規制標識の部分専用通行帯の項中「軽車両を除き」とあるのは「軽車両及び特定原動機付自転車を除き」とする。</p>

<p>附則 この命令は、公布の日から施行する。</p>	<p>同部分普通自転車専用通行帯の項中「軽車両」とあるのは「軽車両及び特定小型電動車」とし、同令別表第五 規制標識の部分専用通行帯の項中「軽車両を除き」とあるのは「軽車両及び特定小型電動車を除き」とする。</p> <p>（補助標識の特例）  <b>第二条</b> 新事業活動実施区域における道路標識、区画線及び道路標示に関する命令別表第一 補助標識の部分の規定の適用については、「車両進入禁止」、「指定方向外進行禁止」及び「一方通行」を表示する本標識に附置されている「車両の種類（A）」を表示する（503—A）・B）補助標識のうち、普通自転車が当該本標識が表示する交通の規制の対象となる車両でないことを示しているものについては、国家公安委員会関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令に規定する小型電動車であつて、同令に規定する認定新事業活動計画に従って実施される同令に規定する新事業活動において貸し渡され、新事業活動実施区域内の道路を通行しているものも当該本標識が表示する交通の規制の対象となる車両でないことを示すものとする。</p>	<p>「条を加える。」</p> <p>一 貸し渡される原動機付自転車の走行速度その他の運転の状況に関する記録の作成を適切に行う旨が記載されていること。      二 貸し渡される原動機付自転車に係る交通事故があつた場合その他当該新事業活動の安全な実施に支障が生じた場合における国家公安委員会への報告その他の必要な措置が行われる旨が記載されていること。</p>
---------------------------------	---	---



附 則

1 (施行期日) この省令は、令和四年四月一日から施行する。

2 (経過措置) この省令の施行の際現に乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設の長(以下この項において「乳児院等の長」という。)として勤務している者については、この省令による改正後の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に規定する乳児院等の長として勤務している者とみなす。

○経済産業省令第四十号

鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第五条及び第八条の規定に基づき、鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令を定める。

令和三年四月八日

経済産業大臣 梶山 弘志

鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令 鉱山保安法施行規則(平成十六年経済産業省令第九十六号)の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

Table with 2 columns: '改正後' (After Amendment) and '改正前' (Before Amendment). Both columns contain identical text regarding dust handling regulations (第十條) and safety equipment standards (イ 産業標準化法). The text describes requirements for dust control in workplaces and the use of specific protective equipment like respirators and masks.

この省令は、令和三年五月一日から施行する。

告 示

○国家公安委員会告示第十四号

国家公安委員会関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令(令和三年内閣府令第二十八号)の規定に基づき、同令に規定する小型電動車に係る国家公安委員会が定める基準を次のように定める。

令和三年四月八日

国家公安委員会委員長 小此木八郎

国家公安委員会関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令に規定する小型電動車に係る国家公安委員会が定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 車体の大きさは、次に掲げる長さ、幅及び高さを超えないこと。
イ 長さ 百四十七センチメートル
ロ 幅 八十七センチメートル
ハ 高さ 百四十七センチメートル
二 車体の構造は、次に掲げるものであること。
イ 原動機として、電動機を用いること。
ロ 十五キロメートル毎時を超える速度を出ることができないこと。
ハ 運転者席は、立席であること。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
2 国家公安委員会・国土交通省関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく内閣府令・国土交通省令の特例に関する措置を定める命令に規定する原動機付自転車に係る国家公安委員会が定める基準を定める件(令和二年国家公安委員会告示第四十三号)は、廃止する。

○国土交通省告示第三百四十六号

地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。
令和三年四月八日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

- 一 群馬県内匠地すべり防止区域
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた区域

群馬県富岡市
内匠 六四〇番 一号
七九〇番二 二号
一〇五〇番 三号
一一九六番一 四号
一一三三番五 五号
一一三〇番四 六号
九六〇番三 七号

○国土交通省告示第三百四十七号

地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に追加指定する。
令和三年四月八日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

- 一 新潟県細入地すべり防止区域(追加)
次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線、標柱四号と五号を昭和六十二年農林水産省告示第三百五十七号で指定した新潟県木柵地すべり防止区域の境界線に沿って結んだ線、標柱五号と六号を平成十六年農林水産省告示第六十三号で指定した新潟県片町下地すべり防止区域の境界線に沿って結んだ線及び標柱一号と六号を平成八年建設省告示第二百六十四号で指定した新潟県細入地すべり防止区域及び昭和三十三年農林省告示第九号で指定した新潟県片町地すべり防止区域の境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域
新潟県上越市牧区片町
子加度 四五七番四 一号
子龍賀窪 三七二番 二号
三六四番 三号
三五八番 四号
三二二番 五号
二六七番三 六号
子川窪 二二六番 六号

○国土交通省告示第三百四十八号

砂防法(明治二十年法律第十九号)第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十二号)第一条の規定に基づき、告示する。
令和三年四月八日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

- 一(一) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
上ノ山川
一(二) 砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

国 公 委 交 発 第 11 号

国 道 政 第 8 0 号

令 和 3 年 2 月 4 日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

国 家 公 安 委 員 会

国土交通大臣 赤羽 一嘉

産業競争力強化法第6条第5項の規定に基づく通知について

標記について、令和3年1月25日付けで整備の求めのあった新たな規制の特例措置について、下記のとおり回答する。

記

1. 講ずることとする新たな規制の特例措置の内容

原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号に規定する軽車両、同項第11号の3に規定する身体障害者用の車椅子及び同項第9号に規定する歩行補助車等を除く。）に該当するいわゆる「電動キックボード」（後記の一定の基準に該当するものに限る。以下「小型電動車」という。）を貸し渡すことを内容とする産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する新事業活動に係る法第9条第1項に規定する新事業活動計画として同項の認定（法第10条第1項の認定を含む。）を受けたものに従って貸し渡され、当該新事業活動計画に記載された新事業活動を実施する区域内の道路を通行している小型電動車（以下「特定小型電動車」という。）を小型特殊自動車として位置付けるとともに、特定小型電動車を押し歩いている者を歩行者とし、特定小型電動車が自転車道を通行することが可能となるよう、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）の適用に関する新たな規制の特例措置を講ずる。

また、特定小型電動車を自転車一方通行に係る交通の規制の対象とするとともに、特定小型電動車が、普通自転車が一方通行に係る交通の規制の対象となっていない道路を

双方向に通行すること及び普通自転車専用通行帯を通行することが可能となるよう、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）の適用に関する新たな規制の特例措置を講ずる。

なお、これらの新たな規制の特例措置は、当該新事業活動計画が次の(1)から(3)までのいずれにも該当する場合に限り適用することとする。

- (1) 貸し渡される小型電動車の走行速度その他の運転の状況に関する記録の作成を適切に行う旨が記載されていること。
- (2) 貸し渡される小型電動車に係る交通事故があった場合その他当該新事業活動の安全な実施に支障が生じた場合における国家公安委員会への報告その他の必要な措置が行われる旨が記載されていること。
- (3) 当該新事業活動を実施する区域として記載された区域内に交通の著しく頻繁な道路がないこと。

(一定の基準の内容)

ア 車体の大きさは、次に掲げる長さ、幅及び高さを超えないこと。

(ア) 長さ 140センチメートル

(イ) 幅 80センチメートル

(ウ) 高さ 140センチメートル

イ 車体の構造は、次に掲げるものであること。

(ア) 原動機として、電動機を用いること。

(イ) 15キロメートル毎時を超える速度を出すことができないこと。

(ウ) 運転者席は、立席であること。

## 2. 新たな規制の特例措置の整備の見通し

令和3年4月上旬頃

## 3. その他

- (1) 新事業活動計画の認定に当たっては、当該計画が前記1の(1)から(3)までに該当するかどうか確認する必要があることから、当該計画には、法第9条第3項第4号に掲げる事項として、前記1の(1)から(3)までにに関する内容の具体的な記載を求めることとする。
- (2) 新事業活動を実施する者には、当該特定小型電動車に係る交通事故があったときその他当該新事業活動の安全な実施に支障が生じた場合における国家公安委員会への速やかな報告を求めることとする。
- (3) 新たな規制の特例措置の整備に係る内閣府令及び内閣府令・国土交通省令の制定に当たっては、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第1項の規定に基づく意見公募手続を行う必要があり、当該意見公募手続の結果等によっては、新たな規制の特例措置の内容及び整備時期について変更があり得る。